

アメリカ刑事法の調査研究 (155)

米 国 刑 事 法 研 究 会
(代表 堤 和 通)*

Birchfield v. North Dakota, 579 U.S. ___, 136 S.Ct. 2160 (2016)

柳 川 重 規**

1 飲酒運転の嫌疑で逮捕した被疑者に対して無令状で呼気検査を実施することは、第4修正上、逮捕に伴う搜索の法理により類型的に許容され、したがって、無令状の場合を含め呼気検査を拒否する行為をすべて犯罪とすることが許される

2 飲酒運転の嫌疑で逮捕した被疑者に対して無令状で強制採血を実施することは、第4修正上、逮捕に伴う搜索の法理によっては許容されず、緊急性の例外の法理によらなければならない。したがって、緊急状況にない場合に、無令状での採血を拒否する行為を犯罪とすることは許されないと判示された事例。

《事実の概要》

飲酒運転について、現在、すべての州において、血中アルコール濃度が一定の基準値を超えた状態での車輛の運転を禁止し、それ自体を違法としている。近時の規制強化により、多くの州では、血中アルコール濃度の基

* 所員・中央大学総合政策学部教授

** 所員・中央大学法学部教授

準値を0.08%または0.10%に引き下げ、さらに、基準値を著しく超過して運転した者や違反行為を繰り返す者に対しては、運転免許の停止や罰金といった制裁にとどまらず、拘禁施設への収監を刑罰として科している。たとえば、ノース・ダコタ州の場合、初犯の場合の標準的な制裁は運転免許の停止と罰金であるが、血中アルコール濃度が0.16%以上の場合は、2日以上の拘禁施設での収監が刑として科され、飲酒運転の再犯以上の者に対しては刑の下限がさらに引き上げられている。血中アルコール濃度を測定する一般的な方法は、血液検査か呼気検査であるが、飲酒運転の被疑者を採血や呼気検査に応じさせるため、検査協力が州道での車輛運転の許可という特権を得る条件であることを理由にこれを拒否した者は特権を剥奪または停止される旨を定める、いわゆる黙示同意法（implied consent law）が制定され、検査拒否に対して運転免許の停止や取消しといった制裁が課されている。しかし、飲酒運転に対する罰則が強化されるにつれ、より軽い検査拒否による制裁を受ける方を選択して検査に応じない者が増えたため、行政上の制裁に加え検査拒否それ自体を犯罪とする州も現れた。ノース・ダコタ州とミネソタ州もそのような州に含まれる。

以下の3件につき、合衆国最高裁判所によりサーシオレーライが認容され、3件は併合して審理された。

① Birchfield v. North Dakota：申請人 Birchfield は、飲酒運転の嫌疑で逮捕され、事故現場での呼気検査には応じたものの、血液検査は拒否した。呼気検査が示した血中アルコール濃度は法定の基準値の3倍を超えていた。ノース・ダコタ州では、事故現場での呼気検査の結果は信頼性にバラつきがあるため、逮捕など手続を先に進めるか否かを判断する際の資料に用いることはできるが、公判で有罪立証の証拠として用いることは認められていない。ノース・ダコタ州法では、血液検査の拒否に対して、初犯に対しては500ドルの罰金、再犯以上の者に対しては2,000ドル以上の罰金及び1年を超える収監を刑罰として科すこととされていた。Birchfield は3ヶ月前にも飲酒運転で有罪判決を受けていたためか、この州法の内容について警察官から警告を受けたが、血液検査を拒否した。Birchfield は公

判で、検査拒否の事実は認められたものの、検査拒否を犯罪とすることが第4修正に違反すると主張し条件付き有罪答弁を行った。ノース・ダコタ州 District Court は、Birchfield の主張を退け、前の有罪判決も考慮し、Birchfield に30日の拘禁施設への収監、1,700ドルの罰金、禁酒・節酒プログラムへの参加等の刑を言い渡した。ノース・ダコタ州 Supreme Court も、*McNeely* (Missouri v. McNeely, 569 U.S. ___, 133 S.Ct. 1552 (2013)) の複数意見が検査拒否罪を容認するような判示をしていることを根拠に、District Court の判断を確認した。

② *Bernard v. Minnesota* : 申請人 Bernard は飲酒運転の嫌疑で逮捕され、警察署に連行されて、検査拒否が犯罪となる旨の警告 (implied consent advisory) を受けたが、呼気検査を拒否した。ミネソタ州法では、検査拒否に対しては、運転免許の取消しの他に、最も軽い類型としては90日以下の拘禁施設への収監と1,000ドル以上の罰金が刑罰として科されることになっており、さらに、再犯以上の者に対しては、刑の上限が7年の収監及び14,000ドルの罰金にまで引き上げられている。Bernard は、前に4度飲酒運転で有罪判決を受けていたことから、収監刑の下限が3年以上という検査拒否罪の中で最も刑が重い第1級検査拒否罪で起訴された。ミネソタ州 District Court は、無令状で呼気検査に応じるよう求めたことが第4修正に違反する、との理由から公訴を棄却した。この判断をミネソタ州 Court of Appeals は破棄し、ミネソタ州 Supreme Court も、呼気検査は逮捕に伴う捜索として無令状で行うことが第4修正上許されるとの理由から、Court of Appeals の判断を確認した。

③ *Beylund v. North Dakota* : 申請人 Beylund は、飲酒運転の嫌疑で逮捕され、最寄りの病院に連行されて血液検査に応じるよう求められ、検査拒否が犯罪となる旨の警告を受けた後、採血に応じた。検査の結果、Beylund の血中アルコール濃度は、法定の基準値の3倍を超えていた。行政上の聴聞手続を経た後、Beylund は2年間の運転免許停止の行政処分を受けた。Beylund は、血液検査への同意は検査拒否が犯罪となる旨の警告を受けたことにより強制されたものであり任意のものではないなどと主張し

て、この処分に対して上訴を申し立てた。ノース・ダコタ州 District Court は上訴申立てを棄却し、ノース・ダコタ州 Supreme Court も、*Birchfield* (North Dakota v. Birchfield, 858 N.W.2d 302 (N.D. 2015)) で検査拒否罪が合憲とされたこと、警告の内容は事実を正しく伝えており誤解を与えるようなものではないこと等を理由に、District Court の判断を確認した。

《判旨・法廷意見》

① *Birchfield v. North Dakota* については破棄・差戻し、② *Bernard v. Minnesota* については原判断確認、③ *Beylund v. North Dakota* については破棄・差戻し

1 アリトー裁判官執筆の法廷意見

1. 捜索が第4修正上合憲のものであるならば、その遂行を妨害する行為を犯罪とする権限が州には認められている。呼気と血液の採取が第4修正上の捜索に当たることは、先例上確立している。呼気検査拒否、採血拒否は捜索妨害行為であるから、これらの検査が第4修正上合憲であるならば、州がこれらを拒否する行為を犯罪として処罰することは許され、また、検査の成果を刑事・民事・行政手続において利用することも許される。そこで、当裁判所が今回扱う3つの事件において、無令状での検査が第4修正に違反していないか否かを、以下検討する。

2. 第4修正が禁じているのは、「不合理な捜索」である。捜索が合理的なものであるといえるためには、通常、令状によることが要件となるが、この令状要件には多くの例外が認められている。その例外の一つが緊急性の例外である。

飲酒運転の被疑者に対する無令状採血に関して、この緊急性の例外の適用の有無が争われた事例に *Schmerber* (*Schmerber v. California*, 384 U.S. 757 (1966)) がある。*Schmerber* では、具体的事案に即した検討が行われ、緊急性の例外の適用が認められた。

次に、*McNeely* (*Missouri v. McNeely*, 569 U.S. ___, 133 S.Ct. 1552 (2013))

においては、飲酒運転の事例では血中のアルコールが自然に代謝されることを理由に常に緊急性の例外が認められるべきであるとの考え方を否定し、*Schmerber* で適用された緊急性の例外は、事案ごとに事情を総合して緊急状況の有無を判断するというものであることが確認された。もっとも、*McNeely* は類型的に適用が認められる令状要件の例外が存在することも認識しており、ただ、そうした例外の適用の是非は争点とされていなかったため、この点については検討を行っていない。

そうした類型的に適用が認められる令状要件の例外の一つに逮捕に伴う搜索の法理がある。今回当裁判所が扱う3つの事件では、被疑者がすべて飲酒運転の嫌疑で逮捕されていることから、呼気検査と血液検査にこの逮捕に伴う搜索の法理を適用しうるか否かを、以下、検討することとする。

3.A 被逮捕者の身体の搜索が逮捕に伴い無令状で行えることは、合衆国建国前から認められており、第4修正の採択によってもこの点は変更されていない。さらに *Robinson* (*United States v. Robinson*, 414 U.S. 218 (1973)) では、適法に逮捕が行われていれば被逮捕者の身体全体に対して搜索を行うことが自動的に認められ、身体に凶器や証拠が存在する蓋然性は要件にならないと判示された。*Riley* (*Riley v. California*, 573 U.S. ___, 134 S.Ct. 2473 (2014)) では、この *Robinson* の類型的なルールを確認する一方で、第4修正採択時に想定されておらず、当時の法状況からは明確な指針が得られない状況において逮捕に伴う搜索の法理適用の是非を検討する際には、個人のプライバシーの侵害の程度と政府の正当な利益を増進する程度を比較衡量してその適否を判断しなければならないとされた。採血と呼気検査についても、これらは第4修正採択時には想定されておらず当時の法状況からは明確な指針が得られないので、同様の比較衡量を用いることとなる。

B(1) 呼気検査はプライバシーに対する深刻な懸念を生ぜしめるものでないことは、既に *Skinner* (*Skinner v. Railway Labor Executives' Assn.*, 489 U.S. 602 (1989)) で述べられているが、以下の理由から、この *Skinner* の判断は是認することができる。すなわち、まず、呼気の採取は皮膚に針

を刺して行われたりはず、自然に肺から排出される空気を採取するものである。DNA型鑑定のために口腔内から綿棒で擦って皮膚細胞を採取する行為や、指の爪垢を採取する行為は、それぞれ *King* (Kentucky v. King, 563 U.S. 452 (2011)) と *Cupp* (Cupp v. Murphy, 412 U.S. 291 (1973)) で身体への侵襲としては取るに足りないものであるとされたが、呼気検査がこれらと比較して侵襲の度合いが強いとはいえない。したがって、呼気検査による身体への侵襲の度合いはほとんど無視して良い程度のものである。次に、呼気検査により明らかになる情報は、血中のアルコール濃度に限られ、DNA型鑑定のように様々な個人情報が明らかになる危険性はない。さらに、逮捕されたことによって被疑者が感じる困惑が、呼気検査を受けることで助長されるということもない、という理由である。

(2) これに対して、血液検査は針を皮膚に刺し、身体組織の一部を抜き出すものであり、また、呼気と異なり人が継続的に血液を体外に排出するというものもない。医療上の検査の際には、人は任意にこれに応じており、苦痛や危険もほとんどないとはいえ、人が進んで受け容れるものではない。ミネソタ州を含む多くの州で、通常の飲酒運転の事案では血液検査ではなく呼気検査を行うことを命じたり、血液検査か呼気検査かの選択を自動車運手者に許しているのは、血液検査が呼気検査に比べ身体への侵襲の度合いが強いからであると思われる。さらに、血液検査により血中のアルコール濃度以外の情報がわかり、しかも、血液標本は法執行機関の手元に残るので、様々な個人情報が明らかにされる危険性がある。したがって、血液検査については、個人のプライバシーに対する影響を呼気検査と同様に考えることはできない。

C(1) 公道の安全確保は、州政府、連邦政府にとって最重要の関心事であり、自動車による死傷事故の数は減少傾向にあるとはいえ、依然として驚くべきほど高い水準にある。その原因の第1位が飲酒運転である。

ソトマイヨール裁判官は一部反対意見で、飲酒運転との戦いにおいては酒に酔って運転している疑いのある者を逮捕し、事故を起こす危険を除去すれば、政府の関心からしても十分であるというが、抑止効果のある措置

を講じ、そもそも飲酒運転をさせないようにすることも政府にとっては極めて重要である。

飲酒運転を抑止するために政府は、酒酔いの状態を血中アルコール濃度を用いて評価し、そして、血中アルコール濃度の検査を受けるよう促すために、黙示同意法を制定し、検査拒否に対して運転免許の停止等の処分を課すこととした。さらに、こうした処分では、基準値の血中アルコール濃度を大きく上回った状態で運転していた者や、違反を繰り返す者が検査を拒否することを防止できないと判断し、検査拒否に対して刑罰を科すこととしたのである。したがって、検査拒否を犯罪とする法律の規定は極めて重要な機能を果たしているといえる。

(2) ソトマイヨール裁判官は、逮捕に伴う搜索の法理も緊急性の例外の法理も、実際上は単一の判断枠組みの中の一部分を構成しているといい、血中アルコール濃度の検査においても令状入手の時間的な余裕があれば令状によるべきであると主張するが、この主張は、逮捕に伴う搜索については類型的なルールによってその適法性を判断すべきであるとの当裁判所の先例に反する。

また、ソトマイヨール裁判官は、血中アルコール濃度の検査に令状要件を課しても、警察と裁判所にとって大きな負担とはならないというが、飲酒運転の件数の多さを考えれば、裁判所の処理能力を超えるような負担となるように思われる。令状発付官の数が少ない州においてはなおさらである。

令状要件の機能は、中立の令状発付官による搜索の実体要件の確認と搜索対象の限定にあるが、令状審査の際の資料が飲酒運転の被疑者を警察官が観察して得た情報に限られること、搜索の範囲がそもそも血中アルコール濃度の検査に限定されていることからすると、令状を要件に課してもその負担に見合った利益は得られない。

申請人等が主張する目立った形での飲酒検問の設置や、運転者の呼気に反応するエンジン自動ロックシステムの導入は、効果とコストを衡量した場合にあまりにコスト高なものであり、無令状での血中アルコール濃度の

検査の代替手段とはならない。

(3) 申請人 Bernard は、逮捕に伴う捜索が無令状で許される根拠は、*Chimel* (*Chimel v. California*, 395 U.S. 752 (1969)) によれば、被逮捕者による凶器の獲得と証拠破壊の防止にあるが、飲酒運転の事案で問題とされているのはアルコールの自然な代謝であり、これは証拠破壊とはいえないから、血中アルコール濃度の検査に逮捕に伴う捜索の法理を適用することはできないと主張する。しかし、逮捕に伴う捜索の法理が問題としているのは証拠の散逸であり、被逮捕者による意図的な証拠破壊に限定されない。*Chimel* 以降の判例でもこのことは認められており、また、*Chimel*, *Scmerber*, *McNeely* の判示の中に Bernard の主張を支える根拠を見出すこともできない。

以上の検討によれば、呼気検査については、プライバシーの利益に対する侵害の程度はわずかであり、検査の必要性も高いことから、無令状での実施が、第4修正上、逮捕に伴う捜索として正当化される。

検査血液検査については、プライバシーの利益に対する侵害の度合いがより強いので、その合理性はさらに、呼気検査というより侵害の程度の低い検査方法が代替手段となり得るかという点から検討されなければならない。呼気検査の結果は法廷で証拠に許容されており、広く陪審も信頼を置いている。呼気検査の正確性、有用性については、被申請人である各州も争っていない。血液検査が呼気検査よりも優れている点は、アルコール以外の薬物の影響の有無を解明できる点、被検査者の積極的な協力を必要としない点、意識を失っていたり、重度の酩酊や受傷の状態にある者に対しても実施できる点であるが、これらの場合には、必要とあらば令状に基づいて血液検査を実施することができ、緊急状況にあるのであれば緊急性の例外により無令状で血液検査を実施することもできる。このように、呼気検査は十分に血液検査の代替手段となりうるものであり、呼気検査というより侵害の度合いの低い方法が取りうるのに、血液検査を逮捕に伴う捜索として無令状で実施することは、第4修正上許されない。

4. 被申請人等は、自動車の運転許可を得る際に、運転者は、飲酒運

転の嫌疑をもたれた場合には血液検査を受けることに黙示的に同意しているので、血液検査は同意による捜索として無令状で行うことができると主張している。検査を拒否すれば行政上の制裁が課され、拒否の事実は飲酒運転を推認させる証拠として用いられることに運転者が黙示的に同意していることは、先例でも言及されているが、同意していると認められる内容には限度がある。拒否すれば刑罰が課せられるような検査にも運転者が同意していると認めることは不合理であり許されない。

5. 以上の法律上の分析結果を各事案に当てはめると、*Birchfield* については、無令状での採血は逮捕に伴う捜索としては正当化されず、これを正当化する他の根拠も認められないので、第4修正に違反する。申請人は違法な捜索を受けることを拒否して有罪とされたのであるから、有罪判決は違法に下されたものである。有罪判決を確認したノース・ダコタ州 Supreme Court の判断を破棄し差し戻す。*Bernard* については、無令状の呼気検査は逮捕に伴う捜索として適法に行われたといえるので、ミネソタ州 Supreme Court の判断を確認する。*Beylund* については、ノース・ダコタ州 Supreme Court が、呼気検査の義務付けと血液検査の義務付けがともに合憲であるとの誤った前提に基づいて、申請人の検査への同意が任意のものであると認定しているので、同意の任意性の判断を改めて行わせるため、州 Supreme Court の判断を破棄し差し戻す。

2 ソトマイヨール裁判官の一部賛成、一部反対意見（ギンズバーグ裁判官参加）

Birchfield と *Beylund* については法廷意見に加わるが、*Bernard* については反対する。

1.A 令状要件の例外として、当裁判所はこれまで、個別事案の具体的な事情によって適用が認められるものと、典型的に適用が認められるものの2つを承認してきた。逮捕が関係する場合には、前者が緊急性の例外であり、後者が逮捕に伴う捜索である。両者の使い分けは、個人のプライバシーの利益を上回る政府の利益が存在し令状要件の例外を認める必要があるという場合に、その政府の必要が個別事案の具体的な事情から生じる脅

威に対処するというものであれば緊急性の例外を、逮捕を行ったことから常に生じる脅威に対処するというものである場合には逮捕に伴う搜索の法理を適用するという形で行われる。

B この判断枠組みを当裁判所は近時、*Riley* と *McNeely* で適用している。*Riley* では、携帯電話内の情報が凶器として用いられる危険は一般的になく、電話器を差し押さえてしまえば、携帯電話内の情報が破壊される危険も一般的になるとの理由から逮捕に伴う搜索の法理の適用が否定され、緊急性の例外の適用可能性のみが認められた。*McNeely* では、飲酒運転の事案での血液検査について一律に緊急性の例外を認めるべきである、との類型的な例外の新設を求める主張がなされたのに対し、多くの飲酒運転の事案で緊急状況が認定できるわけではないとの理由から、この主張を退けた。

2. この判断枠組みを呼気検査に適用すると、逮捕に伴う搜索として類型的に無令状で呼気検査の実施を認める必要はないと結論付けることができる。

A 政府の利益に関していうと、飲酒運転の疑いがある者を逮捕すれば公衆の安全は確保される。呼気検査を準備する間に令状を入手することは一般に可能であり、令状入手を要件とすることで呼気検査の実施が遅れることは多くの場合にはない。呼気検査に令状要件を課すと処理能力を超える負担を裁判所が負うことになるが、これは誇張である。法廷意見はまた、証拠収集上の便宜を理由としてほめかしているが、捜査上の便宜は令状要件の例外を正当化する根拠にはなり得ない。呼気検査を義務付け、検査拒否に対して刑罰を科すことは、令状を入手しさえすれば可能である。

B 逮捕に伴う搜索の法理を支える根拠である証拠破壊の防止という点からいうと、令状を要件としても呼気検査の実施が遅れることはほとんどないのであるから、令状を要件とすることで証拠破壊を防げなくなるといえることはない。逆に、令状の入手が遅れるのは個別事案で特別な事情がある場合であるから、類型的に無令状搜索を認める必要があるという逮捕に

伴う搜索の法理を支える根拠とは相容れないのである。

3 トーマス裁判官の結論一部賛成、一部反対意見

逮捕に伴う搜索の法理は、逮捕が適法に行われたことを理由に典型的に無令状搜索を正当化するものである。本件で法廷意見は、微妙な違いを挙げて血液検査の場合と呼気検査の場合を区別したが、このような区別は下位の裁判所に混乱をもたらす。

McNeely の反対意見で述べたように、体内に摂取されたアルコールは自然に代謝されるのであるから、この証拠は令状入手の時間的余裕がない緊急状態に常にあるといえる。したがって、血液検査についても呼気検査についても、ともに緊急性の例外の法理が自動的に適用され、第4修正上も常に無令状での実施を容認することができる。

《解説》

1 本件で事案を処理する上で直接の争点となっているのは、飲酒運転の事例において、運転者が呼気検査、血液検査を拒否する行為を州が犯罪とし処罰することが許されるか否かである。合衆国最高裁判所は、呼気検査と血液検査を憲法上の「搜索」であると見て、さらに、これらを拒否する行為を搜索の妨害行為と性格付けている。呼気検査・血液検査が合憲であれば、これを拒否する行為は適法な搜索に対する妨害行為となり、政府がこの行為を処罰することは正当化される。これに対して、搜索が違憲であれば、違憲の搜索に従うよう刑罰で強制することは不合理な搜索を禁ずる第4修正に違反するといえるので、これを犯罪とすることも第4修正に違反し許されない。あるいは、違憲の搜索に従わないことを犯罪とすることは実体的デュー・プロセスに違反するともいえる。

そこで、呼気検査・血液検査の第4修正適合性が問題となるが、呼気検査・血液検査は、多くの場合無令状で行われるので、無令状搜索として第4修正上正当化されるか否かが問われることになる。

2 無令状搜索としての呼気検査・血液検査を第4修正上正当化する根拠となりうる可能性があるのは、黙示同意 (implied consent) 法理と令状

要件の緊急性の例外，逮捕に伴う搜索の法理である¹⁾。

黙示同意法理とは，公道での自動車の運転は，個人の権利として認められているものではなく，特権として政府により特別に許可されたものであり，この特権を付与される際に，個人は，飲酒運転の嫌疑をもたれた場合には呼気検査・血液検査を受けるということに同意していると認められる，というものである。本件で法廷意見は，この黙示同意法理について，呼気検査・血液検査を拒否すれば，運転免許の停止や取消しなどの行政上の制裁を受けること，及び，飲酒運転を推認する事実として利用されるることには同意しているといえるが，拒否すれば刑罰が科されるような検査についてまで同意しているとは見ることができないとして，黙示同意法理の適用を否定した。

次に，令状要件の緊急性の例外は，証拠隠滅の危険が真に切迫している令状入手の時間的余裕がない場合に，無令状搜索（緊急搜索）を認めるものであるが，証拠隠滅の切迫した危険があるか否かの判断は，個々の事案に即して行われるべきものであるということが先例上確立している。さらに，アルコールが自然に分解・代謝されるものであることを理由に，飲酒運転の事例では常に緊急性の例外を肯定すべきであるとの見解もあったが，*McNeely* (*Missouri v. McNeely*, 569 U.S. ___, 133 S.Ct. 1552 (2013)) でこのような法理の採用は否定されている。採血のためには病院等に被疑者を連行しなければならないが，その間に令状を入手することが可能となる場合が多いというのが理由である²⁾。このように事案によっては緊急性の例外

1) 合衆国最高裁判所は，重罪について公然と (in public place) 逮捕する場合には無令状でも合憲であると解しており (See, *United States v. Watson*, 423 U.S. 411 (1976))，相当理由があれば無令状逮捕できるので，呼気検査・血液検査に先行して飲酒運転の嫌疑で逮捕することが可能となる。*Watson* については，鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究 第一巻』1頁（成文堂，1982年）（平澤修担当）参照。

2) もっとも，証拠隠滅の危険が真に切迫しているか否かの判断を，事案毎に事情を総合して判断すべきか，それとも，令状入手の手続を取ることににより血液検査までにより多くの時間を要する場合には緊急搜索を許すなどの一種の明白

により無令状の呼気検査・血液検査が正当化される場合もないわけではないが、逮捕後、呼気検査・血液検査に応じるよう求め、これを拒否すれば自動的に処罰するという現在の実務を支える根拠にはなり得ない。

これに対して、逮捕に伴う搜索は、現在の合衆国最高裁判所の理解では、被疑者を逮捕したことにより、一定範囲の搜索を自動的に許す法理である。そこで、本件で合衆国最高裁判所は、無令状の呼気検査・血液検査が逮捕に伴う搜索として正当化されるか否かを検討している。

なお、無令状採血については、合衆国最高裁判所は、既に *Schmerber* (*Schmerber v. California*, 384 U.S. 757 (1966)) で、逮捕に伴う搜索としては正当化されず、個々の事案毎に緊急搜索として許されるか否かを検討しなければならないと判示しているようにも思われるのであるが³⁾、そこで引用されている逮捕に伴う搜索に関する判例は、傍論でこの法理について言及した *Weeks* (*Weeks v. United States*, 232 U.S. 383 (1914)) と *Rabinowitz* (*United States v. Rabinowitz*, 339 U.S. 56 (1950)) でのフランクファーター裁判官の反対意見、ニューヨーク州の判例 (*People v. Chiagles*, 237 N.Y. 193 (1923) (Cardozo J.)) であった。*Schmerber* 以降に下された、現在の逮捕に伴う搜索の法理を形成している判例⁴⁾に照らして、改めてこの問題を取り上げたのかもしれない。呼気検査に関しては、本件が初めての判断である。

3 逮捕に伴う搜索については、1969年の *Chimel* (*Chimel v. California*, 395 U.S. 752 (1969)) で、これが認められる範囲は被逮捕者の身体及び直接

な原則 (blight-line rule) を認めるべきか、という点については、合衆国最高裁判所において結論は出ていない。See, *Missouri v. McNeely*, 133 S.Ct. 1552, 1569 (Roberts C.J., concurring in part and dissenting in part).

3) See, *Schmerber v. California*, 384 U.S. 757, 769-772 (1966).

4) *Chimel v. California*, 395 U.S. 752 (1969); *United States v. Robinson*, 414 U.S. 218 (1973); *Riley v. California*, 573 U.S. ___, 134 S.Ct. 2473 (2014). *Chimel* については、香城敏磨・アメリカ法1970—II 278頁、*Riley* については、成瀬剛「アメリカの刑事司法・法学教育の一断面—最近の連邦最高裁判例を素材として」法教411号164頁、柳川重規「逮捕に伴う搜索・押収の法理と携帯電話内データの搜索」新報121巻11・12号527頁等参照。

的支配下に限られるとされたが、1973年の *Robinson* (United States v. Robinson, 414 U.S. 218 (1973)) では、さらに、この逮捕に伴う搜索の法理が適用される範囲内では、凶器あるいは逮捕被疑事実と関連する証拠が存在する蓋然性の高さを考慮することなく、自動的に搜索が許されるとされた。しかし、2014年の *Riley* (Riley v. California, 573 U.S. ___, 134 S.Ct. 2473 (2014)) では、合衆国憲法採択時に存在していた捜査手法か否かでこの法理の適用の仕方を区別し、当時存在していなかった捜査手法に関しては、その捜査手法に典型的に認められるところの個人のプライバシーの利益侵害の程度と政府の正当な利益増進の程度とを衡量して、後者が前者を上回る場合にこの法理を適用すべきであるとされ、これにより、被逮捕者が所持していたスマートフォン内のデータの搜索には、逮捕に伴う搜索の法理は適用されないとした。本件でも、この *Riley* の判示に従い、呼気検査と血液検査は合衆国憲法採択時に存在していなかった捜査手法であることから、上記の利益衡量に基づいてこの法理の適用の是非を検討している。そして、その結果、呼気検査については逮捕に伴う搜索の法理の適用を認め、無令状での検査を合憲とし、血液検査についてはこの法理の適用を否定して、緊急性の例外の法理が適用されない限り無令状での検査は違憲であるとした。

4 血液検査について、本件の法廷意見は、注射針を皮膚に刺し身体組織の一部を抜き出すものであり、身体への侵襲の度合いが強い、という従来からいわれている特徴を指摘することに加え、血液検査の場合、血中アルコール濃度以外の様々な個人情報明らかにされる危険性があることを指摘し、個人のプライバシー侵害の程度が大きいことを強調している。また、呼気検査については、これが血液検査の代替手段になりうることを強調している。これらが本件の判示に特徴的な点であるといえる。

呼気検査が血液検査の代替手段となりうるということは、呼気標本について有罪認定のための証拠としての証明力も高いと合衆国最高裁判所は評価したことになる。ノース・ダコタ州のように、検査結果の信頼性にバラつきがあるとして、呼気標本の法廷での証拠能力を否定してきた州は、証

抛法則の変更を求められることになるかも知れない。仮に証拠法則を変更せず従来通り証拠を血液標本のみに限定するのであれば、飲酒運転の捜査としては令状による血液検査が中心になるので、搜索令状発付の一層の迅速化・効率化が求められることになろう⁵⁾。

また、飲酒運転の捜査においては、呼気検査が血液検査の代替手段になるとしても、アルコール以外の薬物の影響による運転に関しては、呼気検査は代替手段になり得ない。この点をどのように評価するか。身体への侵襲の程度、プライバシー侵害の危険の程度、及び、薬物の身体における代謝の速度等を勘案して、令状による血液検査を原則とし、例外的に令状要件の緊急性の例外で対処することになるようにも思われるが、緊急性の例外の適用については、合衆国最高裁判所の裁判官の中にも明白な原則 (bright-line rule) への志向性が見られること、本件において (飲酒運転の処理についてではあるが) 令状発付の負担にも言及されている。この問題について合衆国最高裁判所がいかなる判断を示すかは予断を許さないところである⁶⁾。

5 呼気検査拒否罪⁷⁾について、我が国では、憲法38条1項に定める自己負罪拒否特権を侵害しないかという点からの議論は行われてきたが⁸⁾、これが無令状搜索に当たるか、当たるとした場合には、いかなる理論構成によって正当されるのかという議論は、さほど活発には行われなかったように思われる⁹⁾。我が国では、無令状逮捕の要件が合衆国よりも厳格な

5) Case Note, Blood and Breath Tests – Constitutional Law : Constitutionality of Warrantless Blood and Breath Tests Incident to DUI Arrest : Impact on Drunk Driving in North Dakota, 92 N. Dak. L.Rev. 197, 210–211 (2017).

6) See, Case Note, 12 Duke Const. L. & Pub. Pol’y. 239, 248–252 (2017).

7) 道路交通法第118条の2：第67条 (危険防止の措置) 第3項の規定による警察官の検査を拒み、又は妨げた者は、3月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8) 最判平9・1・30刑集51巻1号335頁等参照。

9) なお、下級審の裁判例ではあるが、意識不明の被告人から呼気を採取した事案につき、福岡高判昭56・12・16判時1052号159頁は、令状によらなくとも違

ため、呼気検査に先行して逮捕を行い、逮捕に伴う搜索として無令状での呼気検査を構成することは難しいのではないか。他方で、本件では、呼気検査拒否の処罰に黙示同意法理は使えないと判示されている。この判示をどのように受け止めるか。呼気検査を憲法上・刑事訴訟法上の搜索ではなく、任意処分と見るのか¹⁰⁾。こうした問題について、本件での合衆国最高裁判所の判断を参照しつつ、我が国においても今後議論を深めていかなければならないと思われる。

法ではないとし、浦和地越谷支判昭56・11・6判事1052号161頁は、任意捜査として許されるとしている。

- 10) 呼気検査を搜索・押収法の問題として捉えるべきと主張するものに、中野目善則・刑訴百選〈第8版〉（有斐閣，2005年）71頁がある。ここでは、呼気検査はプライバシーへの干渉の度合いが比較的低い捜査手法であると主張されている。また、安富潔『刑事訴訟法〔第2版〕』（三省堂，2013年）200頁は、「呼気の採取自体が直接相手方に対して強制力を行使するものでない手段・方法によって行われている場合には、令状がなくても呼気検査の必要性・緊急性があり、手段・方法が相当といえる限り許容される。」とする。